

# バーゼルⅡ 第3の柱に基づく開示

銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日金融庁告示第15号）、銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等に規定する報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（平成24年3月29日金融庁告示第21号）、（いわゆるバーゼルⅡ 第3の柱に基づく開示）として、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項を当該告示に則り、開示しております。

## 【定性的な開示事項】

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 自己資本比率告示第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点  
連結グループに属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点はありません。

(2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

#### ① 連結子会社の数

連結される子会社 5社

#### ② 連結子会社の名称及び主要な業務

- ・東和オフィス株式会社（ATM監視センター業務・東和銀行の受託業務）
- ・東和信用保証株式会社（信用保証業務）
- ・東和カード株式会社（クレジットカード業務）
- ・東和銀リース株式会社（リース業務）
- ・東和フェニックス株式会社（金融関連業務）

(3) 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容  
比例連結方式を適用している金融関連法人はございません。

(4) 自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の名称及び主要な業務の内容  
対象となる会社はございません。

(5) 銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むものまたは同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容  
対象となる会社はございません。

(6) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要  
銀行法における大口信用供与規制といった一般法令上の制約のほか、連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は特段ございません。

### 2. 自己資本調達手段の概要

自己資本調達手段		概要
普通株式	30,994万株	完全議決権株式
取得請求権付第一種優先株式	130万株	
取得請求権付第二種優先株式	17,500万株	

### 3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスクについて、それぞれのリスクに適したリスク管理を行うとともに、各種リスクを横断的に把握・評価し、それらのリスクが自己資本の額を超えないようにモニタリングすることで、自己資本の充実度を確認しております。

また、自己資本比率、Tier1比率等を指標とし、十分な自己資本を確保するよう努めております。

### 4. 信用リスクに関する事項

#### (1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体のポートフォリオの信用リスクの分散を図っています。

個別債務者の信用リスク管理については、審査部門が個別債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っています。評価は、新規与信実行時及び実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めています。自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合に応じて資産の分類を行うものです。審査部門は、自己査定の集計結果等を常務会及び取締役会に報告しています。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、審査部が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っています。審査部は、モニタリング結果を定期的に常務会に報告しています。

当行では、行内格付制度を導入しています。行内格付制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、当行では、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行ううえで、行内格付を利用しています。

また、当行では信用リスクの計量化を行い、信用リスク管理に活用しています。

#### ○自己査定と償却・引当

当行では、金融検査マニュアル等に即した自己査定基準及び償却・引当基準を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っています。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しています。「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、直接償却または個別貸倒引当金の計上を行っています。

#### (2) 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当行では、中小企業等向けエクスポージャーを除く全ての法人等向けエクスポージャーについて、100%のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、金融機関及び第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、ムーディーズ・ジャパン（MDY）、スタンダード&プアーズ（S&P）、株式会社日本格付研究所（JCR）、株式会社格付投資情報センター（R&I）の格付を採用しています。

### 5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当行では、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済可能性に関する十分な検証を行っています。そのうえで、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をいただくことがあります。当行が適用している担保や保証の種類としては、担保では預金、有価証券、不動産等があり、不動産担保が大半を占めています。保証では、信用保証協会、政府関係機関及び保証会社による保証が主となっています。担保・保証の評価や管理等の手続については、当行が定める「担保事務手続」、「保証人事務手続」等の行内規程に基づいて、適切な取扱いを行って

います。特に不動産担保については、厳正な担保評価を行うべく、詳細な規程を定めています。

また、貸出金と預金の相殺を行える取引としては、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引を対象としており、「貸出共通事務手続」等の行内規程に基づいて、手続を行います。

なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保及び適格保証、貸出金と自行預金の相殺を、信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しています。適格担保の内容としては自行預金、国債、適格保証の内容としては住宅金融支援機構（前住宅金融公庫）や政府関係機関、地方公共団体の保証などが主なものです。

## 6. 派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行における派生商品取引としては、スワップ関連取引、外国為替先物予約取引等があります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、取引相手毎にカレント・エクスポージャー方式<sup>(注)</sup>により算出した信用リスク量の把握・管理を行っています。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の一つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して算出する方法です。

## 7. 証券化エクスポージャーに関する事項

### (1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当行では、証券化取引へのオリジネーターやサービサーとしての関与はありませんが、投資家として証券化商品を保有しております。

証券化商品の購入に際しては、一定の信用力を有するものに限定し、新規の商品については、都度常務会の承認を得る等、行内規程に基づき適切な取組みを行っています。また、購入後の証券化商品管理については、資金運用部において、裏付資産の状況、時価情報及び適格格付機関による格付情報を適時取得し、統合リスク管理室は、計量化によりリスク量を把握する等、適切なリスク管理を行っています。

なお、当行は再証券化商品を保有していません。

### (2) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称

「標準的手法」を採用しています。

### (3) 証券化取引に関する会計方針

当行は証券化取引についてオリジネーターやサービサーとしての関与はありませんが、証券化商品の購入、管理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則り、適正な会計処理を行っています。

### (4) 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、ムーディーズ・ジャパン（MDY）、スタンダード&プアーズ（S&P）、株式会社日本格付研究所（JCR）、株式会社格付投資情報センター（R&I）の格付を採用しています。

なお、証券化エクスポージャーの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っていません。

## 8. オペレーショナル・リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外性的事象が生起することから、生じる損失にかかるリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクに関し、オペレーショナル・リスク管理基本方針を定め、事務リスク、システムリスク、法

務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクに区分して管理しています。

主管部である事務部においては、事務リスク及びシステムに関わる事故データ等の管理・蓄積を行っているほか、リスクの状況に関して経営陣に定期的に報告しています。

### (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行では、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」<sup>(注)</sup>を採用しています。

(注) 「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

## 9. 銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等のリスク管理につきましては、投資事業組合の事業報告に基づき、適正な会計処理を行っています。

リスク評価の方法としては、上場株式等につきましては、時価評価及びバリュエーション・アット・リスク（VaR）<sup>(注)</sup>によりリスク量を計測し、予め定めた損失限度枠の遵守状況をモニタリングしています。

また、非上場株式、子会社・関連会社株式、その他の株式等で時価のないものにつきましては、自己査定のプロセスの中で、財務諸表に基づいて算定する純資産額と取得簿価との比較による評価を行っています。

(注) VaR…一定の確率の下での予想最大損失額

## 10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続の概要

当行が管理するリスクの一つとして、市場リスクがあります。市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクをいい、主に、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに分けられます。

当行では、市場リスク量を適切にコントロールするために、統合リスク管理部門が市場リスクの状況をモニタリングしています。具体的には、計量可能な市場リスクについては市場リスク量を計測し、また、ストレステストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益がどのように変動するかを試算しています。

統合リスク管理部門は、市場リスクの状況について、毎月、資金管理部会（常務会）において経営陣に報告しており、市場リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っています。

### (2) 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

当行では、銀行勘定（資産・負債勘定のうち、貸出金、預金、有価証券など）における金利リスクを算定するにあたり、計量可能なリスクについては、ベース・ポイント・バリュエーション（BPV）<sup>(注1)</sup>、ギャップ分析<sup>(注2)</sup>、バリュエーション・アット・リスク（VaR）などの計測手法を用いて、計量しています。

その他、ストレステストやシミュレーションを行い、金利が大きく変動した場合等の想定しうる金利リスク量や損失額等の把握を行っています。

(注1) BPV…金利が0.01%変化した場合の時価損益

(注2) ギャップ分析…資産負債の残高を将来の金利改定期ごとに集計して、そのギャップを分析する手法

【定量的な開示事項】連結（平成25年3月期）

1. 連結自己資本比率の控除項目の対象となる非連結子会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額  
該当ありません。

2. 自己資本の構成に関する事項

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項 目		平成24年3月31日	平成25年3月31日
基本的項目 (Tier 1)	資 本 金	38,653	38,653
	うち非累積の永久優先株	—	—
	新 株 式 申 込 証 拠 金	—	—
	資 本 剰 余 金	31,190	31,184
	利 益 剰 余 金	16,238	22,651
	自 己 株 式(△)	180	423
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	1,350	1,362
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新 株 予 約 権	66	98
	連結子法人等の少数株主持分	108	1,154
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営 業 権 相 当 額(△)	—	—
	の れ ん 相 当 額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
計 (A)	84,726	91,956	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 <sup>注1</sup>	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価益と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,538	2,538
	一 般 貸 倒 引 当 金	6,116	5,417
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	4,000	—
	うち永久劣後債務 <sup>注2</sup>	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 <sup>注3</sup>	4,000	—
	計	12,654	7,955
うち自己資本への算入額 (B)	12,654	7,955	
控除項目	控 除 項 目 <sup>注4</sup> (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	97,381	99,912
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	904,987	926,240
	オフ・バランス取引等項目	16,519	15,577
	信用リスク・アセットの額 (E)	921,426	941,817
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	57,151	59,854
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,572	4,788
計(E)+(F) (H)	978,577	1,001,671	
連結自己資本比率(国内基準)=(D)/(H)×100	9.95%	9.97%	
(参考)Tier 1比率=(A)/(H)×100	8.65%	9.18%	

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

3. 自己資本の充実度に関する事項

(連結)

(単位：百万円)

項 目	平成24年3月31日		平成25年3月31日	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク(標準的手法)	921,426	36,857	941,817	37,672
1. 現金	—	—	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	281	11
7. 国際開発銀行向け	—	—	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	161	6	159	6
9. 我が国の政府関係機関向け	5,998	239	6,582	263
10. 地方三公社向け	75	3	55	2
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,960	358	10,915	436
12. 法人等向け	562,732	22,509	581,432	23,257
13. 中小企業等向け及び個人向け	116,067	4,642	130,958	5,238
14. 抵当権付住宅ローン	99,709	3,988	96,627	3,865
15. 不動産取得等事業向け	58,876	2,355	54,122	2,164
16. 三月以上延滞等	8,244	329	5,738	229
17. 取立未済手形	—	—	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	9,194	367	8,977	359
19. 株式会社産業再生機構による保証付	—	—	—	—
20. 出資等	71	2	38	1
21. 上記以外	34,406	1,376	23,806	952
22. 証券化(オリジネータの場合)(うち再証券化)	—	—	—	—
23. 証券化(オリジネータ以外の場合)(うち再証券化)	—	—	6,392	255
24. 複数の資産を裏付けとする資産	407	16	151	6
オフ・バランス取引等	16,519	660	15,577	623
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	57,151	2,286	59,854	2,394
総所要自己資本額		39,143		40,066

(注) 所要自己資本額 = リスクアセット × 4%

4. 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー地域別、業種別、残存期間別の期末残高

地域別、業種別

(連結)

(単位：百万円)

	平成24年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	
国内	1,681,723	1,251,518	430,197	7
国外	45,532	—	45,532	—
地域別合計	1,727,256	1,251,518	475,729	7
製造業	182,039	170,184	11,855	—
農業、林業	1,034	1,034	—	—
漁業	143	143	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	111	111	—	—
建設業	75,702	74,705	996	—
電気・ガス・熱供給・水道業	3,603	1,367	2,235	—
情報通信業	10,086	4,127	5,958	—
運輸業、郵便業	33,035	31,909	1,125	—
卸売業、小売業	97,266	91,700	5,566	0
金融業、保険業	126,473	47,858	78,608	7
不動産業、物品賃貸業	203,749	194,967	8,782	—
各種サービス業	143,578	140,375	3,202	0
地方公共団体	452,666	124,430	328,236	—
その他	397,764	368,602	29,162	—
業種別合計	1,727,256	1,251,518	475,729	7

(連結)

(単位：百万円)

	平成25年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	
国内	1,733,877	1,280,737	453,131	8
国外	52,197	—	52,197	—
地域別合計	1,786,075	1,280,737	505,329	8
製造業	181,244	164,011	17,233	—
農業、林業	1,054	1,054	—	—
漁業	128	128	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	94	94	—	—
建設業	77,000	76,033	966	—
電気・ガス・熱供給・水道業	4,326	1,575	2,751	—
情報通信業	11,437	4,179	7,258	—
運輸業、郵便業	34,689	32,750	1,938	—
卸売業、小売業	115,029	100,976	14,052	—
金融業、保険業	151,201	55,212	95,980	8
不動産業、物品賃貸業	192,924	187,424	5,499	—
各種サービス業	154,528	146,219	8,308	0
地方公共団体	462,581	142,226	320,354	—
その他	399,836	368,849	30,986	—
業種別合計	1,786,075	1,280,737	505,329	8

残存期間別

(連結)

(単位：百万円)

	平成24年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	
1年以下	785,670	747,228	38,433	7
1年超3年以下	234,357	153,768	80,588	—
3年超5年以下	155,050	80,223	74,826	—
5年超7年以下	158,905	81,015	77,890	—
7年超10年以下	170,354	86,937	83,416	—
10年超	166,641	63,784	102,856	—
期間の定めのないもの	55,552	37,835	17,717	—
その他	723	723	—	—
残存期間別合計	1,727,256	1,251,518	475,729	7

(連結)

(単位：百万円)

	平成25年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	
1年以下	408,522	344,938	63,575	8
1年超3年以下	289,457	205,567	83,890	—
3年超5年以下	268,367	158,758	109,609	—
5年超7年以下	190,708	98,653	92,055	—
7年超10年以下	151,790	118,946	32,844	—
10年超	444,644	340,961	103,683	—
期間の定めのないもの	31,886	12,215	19,670	—
その他	694	694	—	—
残存期間別合計	1,786,075	1,280,737	505,329	8

三ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(連結)

(単位：百万円)

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
国内	9,454	5,963
国外	—	—
地域別合計	9,454	5,963
製造業	898	673
農業、林業	25	—
漁業	140	116
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	940	727
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	34	20
運輸業、郵便業	1	—
卸売業、小売業	972	380
金融業、保険業	210	2
不動産業、物品賃貸業	1,430	1,149
各種サービス業	3,017	960
地方公共団体	—	—
その他	1,782	1,933
業種別合計	9,454	5,963

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中の増減額

(連結) (単位：百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高
		平成24年3月31日		平成25年3月31日
一般貸倒引当金	平成24年3月31日	5,566	701	6,267
	平成25年3月31日	6,267	△850	5,417
個別貸倒引当金	平成24年3月31日	11,152	△2,784	8,368
	平成25年3月31日	8,368	△1,556	6,811
合計	平成24年3月31日	16,719	△2,083	14,635
	平成25年3月31日	14,635	△2,406	12,229

(注) 1. 当グループは、特定海外債権引当金勘定はありません。  
2. 一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金は全て国内向けです。  
3. 一般貸倒引当金については業種別の算定は行っていません。

業種別

(連結) (単位：百万円)

	個別貸倒引当金	
	平成24年3月31日	平成25年3月31日
製造業	1,700	1,836
農業、林業	1	1
漁業	21	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
建設業	602	478
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-
情報通信業	15	413
運輸業、郵便業	280	154
卸売業、小売業	436	391
金融業、保険業	166	147
不動産業、物品賃貸業	994	776
各種サービス業	2,827	1,397
地方公共団体	-	-
その他	1,321	1,214
合計	8,368	6,811

(3) 業種別または取引相手の別の貸出金償却の額

(連結) (単位：百万円)

	貸出金償却	
	平成24年3月31日	平成25年3月31日
製造業	103	600
農業、林業	1	5
漁業	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
建設業	357	213
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-
情報通信業	-	-
運輸業、郵便業	6	243
卸売業、小売業	388	377
金融業、保険業	15	23
不動産業、物品賃貸業	680	522
各種サービス業	656	530
地方公共団体	-	-
その他	473	563
合計	2,682	3,080

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高及び資本控除した額

(連結) (単位：百万円)

	平成24年3月31日		平成25年3月31日	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	-	422,685	121	430,489
10%	-	170,771	-	169,473
20%	44,795	375	76,261	275
35%	-	284,884	-	276,078
50%	1	2,043	2,525	953
75%	-	154,756	-	174,610
100%	-	662,447	-	663,960
150%	-	2,509	-	1,742
自己資本控除	-	-	-	-
合計	44,797	1,700,473	78,908	1,717,584

5. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額  
 当行連結子会社における信用リスク削減手法に関する事項については該当がないため、単体の記載をご参照下さい。

6. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額  
 当行連結子会社における派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項については該当がないため、単体の記載をご参照下さい。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

当行連結子会社における証券化エクスポージャーに関する事項については該当がないため、単体の記載をご参照下さい。

8. 銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価

(連結) (単位：百万円)

	平成24年3月31日		平成25年3月31日	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	9,807		12,012	
上記に該当しない出資等	4,389		4,371	
合計	14,197	14,197	16,383	16,383

(2) 銀行勘定における出資等の売却及び償却に伴う損益の額

(連結) (単位：百万円)

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
売却損益額	△128	△87
償却額	113	0

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(連結) (単位：百万円)

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	1,496	3,492
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	-	-

9. 銀行勘定における金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減額  
 金利ショックに対する経済価値の変動額

当行連結子会社は、運用勘定及び調達勘定に占める比率が小さいことから算出を行っていないため、単体の記載をご参照下さい。

【定量的な開示事項】単体（平成25年3月期）

1. 自己資本の構成に関する事項

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項 目		平成24年3月31日	平成25年3月31日
基本的項目 (Tier 1)	資 本 金	38,653	38,653
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新 株 式 申 込 証 拠 金	—	—
	資 本 準 備 金	17,500	17,500
	そ の 他 資 本 剰 余 金	13,690	13,684
	利 益 準 備 金	616	883
	そ の 他 利 益 剰 余 金	15,099	21,239
	そ の 他	—	—
	自 己 株 式 (△)	180	423
	自 己 株 式 申 込 証 拠 金	—	—
	社 外 流 出 予 定 額 (△)	1,350	1,337
	そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 (△)	—	—
	新 株 予 約 権	66	98
	営 業 権 相 当 額 (△)	—	—
	の れ ん 相 当 額 (△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	—	—
計 (A)	84,095	90,298	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 <sup>注1</sup>	—	—	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,538	2,538
	一 般 貸 倒 引 当 金	6,141	5,334
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	4,000	—
	うち永久劣後債務 <sup>注2</sup>	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 <sup>注3</sup>	4,000	—
	計	12,680	7,872
うち自己資本への算入額 (B)	12,680	7,872	
控除項目	控 除 項 目 <sup>(C)</sup>	—	—
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	96,775	98,171
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	910,087	930,664
	オフ・バランス取引等項目	16,519	15,577
	信用リスク・アセットの額 (E)	926,607	946,241
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	56,110	58,830
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,488	4,706
計(E)+(F) (H)	982,717	1,005,071	
単体自己資本比率(国内基準)=(D)/(H)×100	9.84%	9.76%	
(参考)Tier 1比率=(A)/(H)×100	8.55%	8.98%	

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限り限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単体)

(単位：百万円)

項 目	平成24年3月31日		平成25年3月31日	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク(標準的手法)	926,607	37,064	946,241	37,849
1. 現金	—	—	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	281	11
7. 国際開発銀行向け	—	—	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	161	6	159	6
9. 我が国の政府関係機関向け	5,998	239	6,582	263
10. 地方三公社向け	75	3	55	2
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,950	358	10,906	436
12. 法人等向け	578,766	23,150	593,927	23,757
13. 中小企業等向け及び個人向け	115,819	4,632	130,725	5,229
14. 抵当権付住宅ローン	99,709	3,988	96,627	3,865
15. 不動産取得等事業向け	58,876	2,355	54,122	2,164
16. 三月以上延滞等	5,999	239	5,644	225
17. 取立未済手形	—	—	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	9,194	367	8,977	359
19. 株式会社産業再生機構による保証付	—	—	—	—
20. 出資等	71	2	38	1
21. 上記以外	26,055	1,042	16,071	642
22. 証券化(オリジネータの場合) (うち再証券化)	—	—	—	—
23. 証券化(オリジネータ以外の場合) (うち再証券化)	—	—	6,392	255
24. 複数の資産を裏付けとする資産	407	16	151	6
オフ・バランス取引等	16,519	660	15,577	623
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	56,110	2,244	58,830	2,353
総所要自己資本額		39,308		40,202

(注) 所要自己資本額=リスクアセット×4%

3. 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される  
エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー地域別、業種別、残存  
期間別の期末残高

地域別、業種別

(単体)

(単位：百万円)

	平成24年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
国内	1,692,149	1,255,982	436,158	7
国外	46,094	—	46,094	—
地域別合計	1,738,243	1,255,982	482,253	7
製造業	181,997	170,152	11,844	—
農業、林業	1,034	1,034	—	—
漁業	143	143	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	111	111	—	—
建設業	75,702	74,705	996	—
電気・ガス・熱供給・水道業	3,603	1,367	2,235	—
情報通信業	10,037	4,108	5,929	—
運輸業、郵便業	33,034	31,909	1,124	—
卸売業、小売業	96,715	91,200	5,514	0
金融業、保険業	134,961	48,446	86,507	7
不動産業、物品賃貸業	211,374	202,592	8,782	—
各種サービス業	141,029	137,806	3,222	0
地方公共団体	451,363	124,430	326,932	—
その他	397,134	367,971	29,162	—
業種別合計	1,738,243	1,255,982	482,253	7

(単体)

(単位：百万円)

	平成25年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
国内	1,744,008	1,284,333	459,665	8
国外	52,197	—	52,197	—
地域別合計	1,796,206	1,284,333	511,863	8
製造業	181,233	164,011	17,222	—
農業、林業	1,054	1,054	—	—
漁業	128	128	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	94	94	—	—
建設業	77,000	76,033	966	—
電気・ガス・熱供給・水道業	4,326	1,575	2,751	—
情報通信業	11,408	4,179	7,228	—
運輸業、郵便業	34,321	32,383	1,938	—
卸売業、小売業	114,505	100,496	14,009	—
金融業、保険業	159,603	55,714	103,880	8
不動産業、物品賃貸業	199,292	193,792	5,499	—
各種サービス業	152,685	144,357	8,328	0
地方公共団体	461,278	142,226	319,051	—
その他	399,273	368,286	30,986	—
業種別合計	1,796,206	1,284,333	511,863	8

残存期間別

(単体)

(単位：百万円)

	平成24年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
1年以下	342,836	304,395	38,433	7
1年超3年以下	326,432	245,843	80,588	—
3年超5年以下	220,811	147,287	73,523	—
5年超7年以下	174,517	96,627	77,890	—
7年超10年以下	201,794	118,377	83,416	—
10年超	433,004	330,147	102,856	—
期間の定めのないもの	38,842	13,298	25,544	—
その他	—	—	—	—
残存期間別合計	1,738,243	1,255,982	482,253	7

(単体)

(単位：百万円)

	平成25年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
1年以下	413,529	349,945	63,575	8
1年超3年以下	288,150	205,562	82,588	—
3年超5年以下	267,996	158,386	109,609	—
5年超7年以下	190,704	98,649	92,055	—
7年超10年以下	151,790	118,946	32,844	—
10年超	444,644	340,961	103,683	—
期間の定めのないもの	39,387	11,880	27,507	—
その他	—	—	—	—
残存期間別合計	1,796,206	1,284,333	511,863	8

三ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単体)

(単位：百万円)

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
国内	6,066	5,818
国外	—	—
地域別合計	6,066	5,818
製造業	867	673
農業、林業	25	—
漁業	140	116
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	940	723
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	15	20
運輸業、郵便業	1	—
卸売業、小売業	473	380
金融業、保険業	210	2
不動産業、物品賃貸業	1,430	1,149
各種サービス業	455	960
地方公共団体	—	—
その他	1,506	1,792
業種別合計	6,066	5,818

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中の増減額

(単体) (単位：百万円)

	期首残高			当期増減額	期末残高
	平成24年3月31日	5,337	818		
一般貸倒引当金	平成24年3月31日	5,337	818	6,155	
	平成25年3月31日	6,155	△821	5,334	
個別貸倒引当金	平成24年3月31日	9,178	△2,377	6,801	
	平成25年3月31日	6,801	△1,374	5,427	
合計	平成24年3月31日	14,515	△1,558	12,957	
	平成25年3月31日	12,957	△2,195	10,761	

(注) 1. 当行は、特定海外債権引当金勘定はありません。  
 2. 一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金は全て国内向けです。  
 3. 一般貸倒引当金については業種別の算定は行っていません。

業種別

(単体) (単位：百万円)

	個別貸倒引当金	
	平成24年3月31日	平成25年3月31日
製造業	1,700	1,836
農業、林業	1	1
漁業	21	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	602	478
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	15	413
運輸業、郵便業	280	154
卸売業、小売業	436	391
金融業、保険業	166	147
不動産業、物品賃貸業	994	776
各種サービス業	2,236	970
地方公共団体	—	—
その他	345	256
合計	6,801	5,427

(3) 業種別または取引相手の別の貸出金償却の額

(単体) (単位：百万円)

	貸出金償却	
	平成24年3月31日	平成25年3月31日
製造業	103	600
農業、林業	1	5
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	357	213
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	6	40
卸売業、小売業	291	358
金融業、保険業	15	23
不動産業、物品賃貸業	674	357
各種サービス業	533	399
地方公共団体	—	—
その他	176	27
合計	2,158	2,026

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高及び資本控除した額

(単体) (単位：百万円)

	平成24年3月31日		平成25年3月31日	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	421,381	121	429,186
10%	—	170,771	—	169,473
20%	44,746	375	76,214	275
35%	—	284,884	—	276,078
50%	1	1,296	2,525	905
75%	—	154,425	—	174,300
100%	—	668,311	—	668,675
150%	—	2,474	—	1,726
自己資本控除	—	—	—	—
合計	44,748	1,703,920	78,861	1,720,621

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単体) (単位：百万円)

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー <sup>(注)</sup>	45,916	43,766
保証またはクレジットデリバティブが適用されたエクスポージャー	8,214	8,384

(注) 預金担保、国債担保が該当

5. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単体) (単位：百万円)

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
グロス再構築コストの額	2	0
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前）	7	8
派生商品取引	7	8
外国為替関連取引	7	8
金利関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジットデリバティブ	—	—
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案後）	7	8

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 当行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(2) 当行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

① 投資家として保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単体) (単位：百万円)

区分	平成24年3月31日	平成25年3月31日
住宅ローン債権	—	2,429
クレジットカード与信・割賦債権	—	9,829
オートローン債権	—	8,973
リース料債権	—	5,670
その他貸付債権	—	5,057
合計	—	31,960



② 投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本額

(単体) (単位：百万円)

区分	平成24年3月31日		平成25年3月31日	
	残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額
20%	-	-	31,960	255
50%	-	-	-	-
100%	-	-	-	-
350%	-	-	-	-
自己資本控除	-	-	-	-
合計	-	-	31,960	255

(注) 所要自己資本額 = リスクアセット × 4%

③ 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳該当ありません。

④ 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額該当ありません。

7. 銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価

(単体) (単位：百万円)

	平成24年3月31日		平成25年3月31日	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	9,715		11,929	
上記に該当しない出資等	12,309		12,291	
合計	22,024	22,024	24,221	24,221

(2) 銀行勘定における出資等の売却及び償却に伴う損益の額

(単体) (単位：百万円)

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
売却損益額	△122	△87
償却額	113	0

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単体) (単位：百万円)

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	1,454	3,460
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	-	-

8. 銀行勘定における金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減額  
金利ショックに対する経済価値の変動額

(単体) (単位：百万円)

		99%タイル値	1%タイル値
経済価値の変動額	平成24年3月31日	△4,401	16,984
	平成25年3月31日	△5,232	9,281

<計測方法及び前提条件>

- ① 連結子会社は、運用勘定及び調達勘定に占める比率が小さいことから、単体のみ計測しております。
- ② 金利リスク量は、保有期間1年、観測期間5年の計測による金利変動の99%タイル値及び1%タイル値を金利ショックとした経済価値変動額としております。
- ③ 金利リスク量は、運用勘定と預金等の調達勘定を相殺しております。
- ④ 流動性預金のうちコア預金については、内部モデルによる預金残高の推計に基づき、金利リスク量を計測しております。

【報酬等に関する開示事項】

1. 当行の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当社の取締役及び監査役であります。なお、社外取締役及び社外監査役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当社の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役員及び従業員のうち、「高額な報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役員及び従業員で、対象従業員等に該当する者はおりません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行持株会社または銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であります。

なお、主要な連結子法人等に該当する法人はございません。

(イ) 「高額な報酬等を受ける者」の範囲

「高額な報酬等を受ける者」とは、当社の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

(ウ) 「グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「グループ業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

対象役職員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額（上限額）を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。

2. 当行の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

(1) 報酬等に関する方針について

① 「対象役員」の報酬等に関する方針

当行は、報酬等に関する方針は特に定めておりませんが、役員の報酬等の構成を

- ・基本報酬
- ・賞与
- ・株式報酬型ストックオプション

としております。

基本報酬は役員としての職務内容・人物評価・業務実績等を勘案し、賞与は、当行の連結業績を勘案して決定しております。株式報酬型ストックオプションは、業務執行から独立した立場である社外役員を対象外としたうえで、中長期的な業績の向上と企業価値の持続的発展を期待し、一定の権利行使期間を設定し、役員の職位に応じた新株予約権を付与しております。

役員の報酬等は、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、取締役会にて決定しております。

なお、監査役の報酬については、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、社外監査役を含む監査役の協議により決定しております。

3. 当行の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役職員の報酬等の決定にあたっては、株主総会で役員全員の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

4. 当行の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額

(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

区分	人数	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬の総額			変動報酬の総額				退職慰労金	その他
			基本報酬	株式報酬型 ストック オプション	その他	基本報酬	賞与	その他			
対象役員 (除く社外役員)	6	136	108	94	14	-	-	-	-	21	6

(注) 株式報酬型ストックオプションの権利行使時期は以下のとおりであります。なお、当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役職員の退職時まで繰延べることとしております。

	行使期間
株式会社 東和銀行 第1回新株予約権	平成22年8月4日から 平成47年8月3日まで
株式会社 東和銀行 第2回新株予約権	平成23年8月13日から 平成48年8月12日まで
株式会社 東和銀行 第3回新株予約権	平成24年8月4日から 平成49年8月3日まで

5. 当行の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。